

第七次 前橋市 総合計画

新しい価値の創造都市

市民一人ひとりが個性と能力を生かし、
個々に輝くことにより
新しい前橋らしさを創造するまち



前橋市



「新しい価値の創造都市・前橋」を目指して

前橋市は明治25年の市制施行以来、群馬県の県都として、また、北関東の中核都市として、政治・産業経済・文化をけん引する役割を担ってまいりました。

また、昭和33年以来、6次にわたり総合計画を策定し、計画的なまちづくりに努めてまいりました。

近年、少子高齢化の進展や税収などの財政面などにおいて、本市を取り巻く環境は厳しさを増しており、また変化の速度も速まっています。こうした状況の中でも、市民がまちに愛着や誇りを持ち、多様な価値観のもと、それぞれの自己実現が図られ、繋がり合うことを目指して、「前橋らしさ」を発揮しながら持続可能なまちづくりを進めることが大切です。

本市といたしましては、目指すべきまちの実現に向けて、その方向性を示す「羅針盤」を地域全体で共有することが必要であると考え、まちづくりの基本理念であるビジョンを「**めぶく。～良いものが育つまち(Where good things grow.)**」とし、将来都市像を『**新しい価値の創造都市・前橋**』とする第七次前橋市総合計画を策定いたしました。

本市には、水と緑にあふれる豊かな自然環境、絹遺産をはじめとする歴史文化、充実した医療環境、全国有数の農業生産力など、多くのまちの誇りや可能性があります。

これらは、このまちで暮らしてきた多くの人たちが、永きにわたって愛し、守り、育て、残してきた財産であり、ここ前橋が、人の暮らしを支え、「良いものが育つ場所」であることの証です。

そして、今の時代を生きる私たちは、この財産を受け継ぎ、さらに磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への糧として繋いでいかなければなりません。

そのため、本計画では、まちづくりのキーワードを「地域経営」としました。

これからは、市民、企業・団体、行政それぞれが、「他人ごと」ではなく「自分ごと」として、地域の課題を捉え、自主的・自律的に、また連携して課題解決に取り組むことが重要です。

そして、『**新しい価値の創造都市・前橋**』の実現に向けて地域経営を進めるためには、それぞれの主体が将来のまちの姿を共有することが大切となるため、「**市民一人ひとりが個性と能力を生かし、個々に輝くことにより新しい前橋らしさを創造するまち**」を目指すこととしています。

策定に際しては、市民アンケートやタウンミーティングで寄せられた意見を踏まえるとともに、市民ワークショップや産学官金労言の委員で構成される有識者会議における議論も経て素案をまとめ、市議会における議決をいただきました。

今後、本計画に定めた政策や施策を着実に推進し、新しい価値の創造都市の実現に取り組んでまいります。

ぜひ、市民の皆さんには、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり格別なるご理解、ご協力をいただきました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月 前橋市長 **山本 龍**

前橋市民憲章

市民の願い

わたくしたちは

水と緑と詩のまち前橋の市民です

日々のしあわせと伸びゆくこのふるさとの

明日をめざして

- 1 やさしい心をもとう
- 1 強いからだをつくろう
- 1 たのしく働こう
- 1 自然をまもろう
- 1 文化を大事にしよう

(昭和58年7月1日告示)

平和都市宣言

私たち前橋市民は、ふるさと前橋を愛し、豊かな水と緑に恵まれた自然を守り、平和なまちづくりをめざしています。しかし、世界の平和と安全にとって、核兵器の存在は大きな脅威をもたらしています。この核兵器の速やかな廃絶は人類共通の願いです。

私たちは、平和を希求する市民総意のもとに、真の永久平和が実現することを願い、ここに「平和都市」を宣言します。

(平成元年3月27日議決)



水と緑の健康都市宣言

私たちのまち前橋は「水と緑と詩のまち」とうたわれているように、利根川、広瀬川をはじめ美しい流れと緑豊かな自然に恵まれ、多くの詩人たちを育んできました。

私たちは、前橋を誇りとし、健康で快適な都市に発展させ、素晴らしいふるさとを次代に引き継ぐため力を合わせていかなければなりません。

このため、私たち前橋市民は、水と緑を守り、文化を大切にし、市民が健康で幸せな生活ができる活力ある都市の建設にまい進することを誓い、前橋を「水と緑の健康都市」とすることを宣言します。

(平成元年3月27日議決)

前橋市環境都市宣言

私たちのまち前橋は、雄大な赤城山を背景に利根川、広瀬川などの美しい流れと緑豊かな自然に恵まれています。

この環境を楽しみ、守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに与えられた権利であり、責任でもあります。

私たちは、恵み豊かな環境を守り、より良い環境を築き、人と自然が共生する環境・文化都市を創造するため、次のことを宣言します。

- 1 環境を汚すことのない、まちづくりを進めます。
- 1 動物や植物と身近にふれあえるよう、地域の自然を守ります。
- 1 美しい川の流れや木々の緑などをいかして、
住みよいまちをつくれます。
- 1 地球にやさしい環境づくりを、私たちの家庭・地域から始めます。
- 1 みんなで良い環境を守り、つくる活動に参加します。

(平成16年7月29日議決)

目次

I 序章

1 策定の趣旨	1
2 策定の背景	2
(1)社会状況	2
(2)本市の現状	5
(3)市民ニーズの把握	15
3 計画の構成と期間	19
(1)基本構想	19
(2)推進計画	19

II 基本構想

1 ビジョン	20
2 政策方針	21
(1)将来都市像	21
(2)行動指針(市民、企業・団体、行政のそれぞれが大切にする姿勢)	22
(3)まちづくりの柱	22
(4)人口の目標	23
(5)土地利用の方針	23

III 推進計画

1 まちづくりの方向性	26
2 重点テーマ、重点施策	26
3 計画推進に向けた取組方針	26
4 計画期間	26
5 推進計画の構成	27
6 重点施策	28
第1章 人をはぐくむまちづくり(教育・人づくり)	31
第2章 希望をかなえるまちづくり(結婚・出産・子育て)	39
第3章 生涯活躍のまちづくり(健康・福祉)	47
第4章 活気あふれるまちづくり(産業振興)	53
第5章 魅力あふれるまちづくり(シティプロモーション)	61
第6章 持続可能なまちづくり(都市基盤)	71

IV 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理	80
2 計画の推進体制	80

資料編	82
-----	----

